

社会福祉法人 京都障害者福祉センター  
役員等の報酬及び費用弁償規則

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人京都障害者福祉センター（以下「法人」という。）の理事、評議員、監事及び評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員等が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会、その他これらに類する会議等に出席した場合は、下記の通り報酬を支給する。ただし、法人の職員は除く。

区 分	支給額
理事、監事、評議員、 評議員選任・解任委員会委員	会議等に出席した場合、 1回につき 10,000 円

2 前項の理事、監事及び評議員選任・解任委員会委員に対する報酬は、各年度の総額が 100 万円を超えないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が会議等に出席した場合は、その都度出席に要する費用（宿泊費、交通費等）を旅費支給規程に基づき支給する。ただし、法人の職員は除く。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 役員等の費用弁償規則及び役員報酬規則は、平成 17 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 3 この規則は、平成 28 年 11 月 28 日から施行する。
- 4 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。